

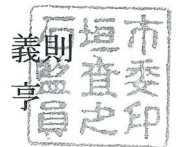


石垣市監査委員告示第1号

平成24年12月25日付で受理された住民監査請求書については、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同条同項の規定により公表する。

平成25年2月22日

石垣市監査委員 池間  
石垣市監査委員 石垣



## 住民監査請求に基づく監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求者

請求者7名・代理人2名

#### 2 監査請求書の受理

平成24年12月25日、これを受理した。

#### 3 請求の要旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案し、請求の要旨を次のように理解した。

- (1) 平成23年12月2日に提訴された、那覇地方裁判所平成23年（行ウ）第29号教科用図書が無償給付を受ける地位確認請求事件（以下、「教科書本訴事件」という。）について、平成24年1月10日、委任者を石垣市長、受任者を弁護士法人那覇総合とし、着手金2,467,500円（消費税込）と報酬金は2,467,500円（消費税込）を上限として、弁護士報酬に関する契約を締結し、同月12日訴訟委任契約を締結した。
- (2) 平成24年2月17日提出された、那覇地方裁判所平成24年（行ク）第4号仮処分申立事件（以下、「仮処分1事件」という。）について、平成24年2月22日、委任者を石垣市長、受任者を弁護士法人那覇総合とし、着手金・報酬金あわせて1,575,000円（消費税込）として、弁護士報酬に関する契約を締結した。
- (3) 平成24年5月7日提出された、那覇地方裁判所平成24年（行ク）第8号仮処分申立事件（以下、「仮処分2事件」という。）について、平成24年5月9日、委任者を石垣市長、受任者を弁護士法人那覇総合とし、着手金・報酬金あわせて787,500円（消費税込）として、弁護士報酬に関する契約を締結した。
- (4) 上記の3事件において石垣市長と弁護士法人那覇総合との間で締結された弁護士報酬契約について、その弁護士報酬額は「（旧）日本弁護士連合会報酬基準」並びに日本弁護士連合会「弁護士報酬に関する規程」（弁護士の報酬）第二条「経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当なものでなければならない」とする規程を鑑みるに、適正、妥当な額を超えた違法な公金支出である。

- (5) 上記「仮処分 1 事件」及び「仮処分 2 事件」に係る弁護士報酬契約書第 2 条第 2 項において「甲（石垣市長）は、委任と同時に、前項の着手金・報酬金を乙（弁護士法人那覇総合）の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。」と記載されているが、委任事務である仮処分事件の終了前に報酬金を支払う旨の契約は、その結果を問わず支払う事となり不当な契約である。
- (6) 教科書本訴事件において石垣市長と弁護士法人那覇総合との間で締結された訴訟委任契約は、相見積を徴した形跡が見られない。通常、複数の相見積書を徴し、価格が一番低い者と契約することが常道だとすれば、1 社のみを見積書を以て契約を締結した根拠は何か。
- (7) これら違法な公金支出を行った市長は、弁護士法人那覇総合に対し、損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、その行使を怠っている。

#### 4 求める措置

求める措置は下記のとおりである。

- (1) 違法な公金支出を行った石垣市長及び担当職員に対する公金支出額の損害賠償。
- (2) 弁護士法人那覇総合に対する違法に支出された公金の返還。
- (3) 教科書本訴事件に係る弁護士報酬金の支出の差し止め。

#### 5 監査対象事項

上記の事を住民監査請求書の要旨とし、監査対象事項を以下の通りとした。

- (1) 教科書本訴事件、仮処分 1 事件及び仮処分 2 事件において締結された弁護士報酬に関する契約に係る着手金及び報酬金は高額であり、違法または不当な契約にあたり、当該契約に基づく着手金及び報酬金の支出は違法または不当な公金の支出となるか。
- (2) 仮処分 1 事件及び仮処分 2 事件において締結された弁護士報酬に関する契約の第 2 条第 2 項「甲（石垣市長）は、委任と同時に、前項の着手金・報酬金を乙（弁護士法人那覇総合）の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。」という規定は、事件の終了前に報酬金を支払う事となり、不当な契約となるか。
- (3) 相見積書の徴取の有無と徴取していない場合の根拠。

- (4) 石垣市長は損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、当該請求権の行使を怠っており、石垣市長及び担当職員は石垣市に対して損害の賠償を行うべきであるか。

## 第2 監査の実施

### 1 事実関係の調査

- (1) 石垣市教育部学校指導課を監査対象部課とし、平成 25 年 1 月 24 日、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、関係書類（支出負担行為書、支出調書、弁護士報酬に関する契約書等、当該事件の財務会計行為に係る一件書類）の提出を求めた。
- (2) 平成 25 年 2 月 5 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求者に対して陳述及び証拠の提出の機会を設けた。
- (3) 同日、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員への事情の聴取を実施した。
- (4) 平成 25 年 2 月 7 日、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員への事情の聴取を行った。
- (5) 平成 25 年 2 月 13 日、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員への事情の聴取を行った。

### 2 弁護士費用に関する契約と支出の経緯

#### (1) 教科書本訴事件について

- 平成 23 年 12 月 2 日 那覇地方裁判所に本案を提訴
- 平成 24 年 1 月 10 日 弁護士法人那覇総合と弁護士報酬に関する随意契約を締結
- 平成 24 年 1 月 10 日 支出負担行為書を作成（着手金として：2,467,500 円）
- 平成 24 年 1 月 17 日 支出調書を作成（着手金として：2,467,500 円）
- 平成 24 年 2 月 24 日 指定口座へ支払い（着手金として：2,467,500 円）
- 平成 24 年 12 月 26 日 判決（棄却、却下）
- ※ 報酬金に関して平成 25 年 1 月末日現在支出されていない。

#### (2) 仮処分 1 事件について

- 平成 24 年 2 月 17 日 那覇地方裁判所へ仮処分の申し立てを提出
- 平成 24 年 2 月 22 日 弁護士法人那覇総合と弁護士報酬に関する契約を締結

平成 24 年 2 月 22 日 支出負担行為書を作成（着手金・報酬金として  
1,575,000 円）  
平成 24 年 3 月 30 日 仮処分申立事件の決定（却下）  
平成 24 年 4 月 3 日 支出調書を作成（着手金・報酬金として：  
1,575,000 円）  
平成 24 年 5 月 8 日 指定口座へ支払い（着手金・報酬金として：  
1,575,000 円）

(3) 仮処分 2 事件について

平成 24 年 5 月 7 日 那覇地方裁判所へ仮処分の申し立てを提出  
平成 24 年 5 月 9 日 弁護士法人那覇総合と弁護士報酬に関する契約を  
締結  
平成 24 年 5 月 9 日 支出負担行為書を作成（着手金・報酬金として：  
787,500 円）  
平成 24 年 8 月 10 日 仮処分申立事件の決定（却下）  
平成 24 年 8 月 23 日 那覇地方裁判所へ即時抗告状を提出  
平成 24 年 10 月 25 日 即時抗告事件を決定（棄却）

※ 着手金・報酬金に関して平成 25 年 1 月末日現在支出されていない。

### 第 3 監査の結果

#### 1 弁護士報酬額の違法または不当性について

(1) 弁護士報酬の規程に関して、「（旧）日本弁護士連合会報酬等基準」は平成 16 年 4 月 1 日に廃止され、現在は「弁護士の報酬に関する規程（日弁連平成 16 年 2 月 26 日会規第 68 号）」が新たに定められており、同規程第二条（弁護士の報酬）「経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない。」と規定し、同規程第三条「弁護士は、弁護士の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かねばならない。」との規定によりその報酬は自由化されている。

(2) 同規程第三条に基づき設置された「弁護士法人那覇総合報酬等基準規程」第 15 条第 1 項において、経済的利益の額が算定不能な場合、その額を 800 万円とし、第 2 項「弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。」と規定し、運用している。

(3) 請求者がその主張の根拠とする「（旧）日本弁護士連合会報酬等基準」では、算定不能な場合の経済的利益の額を 800 万円と定めているが、その備考には「ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の

受ける利益等を考慮して増減額することができる。」と記載されている。

- (4) 石垣市の担当職員は弁護士法人那覇総合により算定不能な場合の経済的利益の額 800 万円というのは最低ラインであり、判例の少なさ、事件の難易、判決の結果から想定される社会的影響の規模等から弁護士費用は高くなる旨の説明を受けたと陳述している。
- (5) 住民監査請求書において、当該弁護士報酬額を不当とする根拠として提示されている訴訟費用に関して、教科書本訴事件では当初沖縄県も被告となっていたが、沖縄県は被告として適格では無いという主張を行い、原告が訴えを取り下げることにより終了した。その 1 回の審議で沖縄県が弁護士事務所に支払った弁護士報酬額は 52 万 5 千円である。
- (6) 石垣市を被告とした当該事件に関して、いわゆる「歴史教科書問題」として認知される問題から派生しており、全国的に見ても判例の少ない事、教科書本訴事件については提訴から 1 年を経過したが未だ解決に至っていない事、裁判の結果から教育現場や社会に与える影響が大きいと想定される事、また平成 24 年 2 月から同年 12 月までの間で計 8 回、ほぼ毎月口頭弁論が行われており、その訴訟に掛ける時間と労力からも事件の難易度の高さが理解でき、(5)において記述した訴訟を比較対象として見る事は難しく、以上の事から当該弁護士報酬額が適正妥当な額を超えた不当なものではないと考える。

## 2 仮処分 1 事件及び 2 事件の弁護士報酬契約の不当性について

- (1) 地方自治法第 234 条（契約の締結）第 1 項に規定される「売買、賃借、請負その他の契約」とは私人との対等な地位において締結される私法（民法）上の契約と見なされており、その契約は「契約自由の原則」、「信義誠実の原則」が適用される。
- (2) 当該弁護士報酬に関する契約は、委任者である石垣市と受任者である弁護士法人那覇総合が、事件の難易や軽重等から、着手金・報酬金を併せて請求すること、委任と同時にその弁護士報酬を支払うこと等について協議の上合意し、契約を締結した。
- (3) 上記の事から勘案すると、石垣市と弁護士法人那覇総合が締結した弁護士報酬に関する契約書は適正なものであり、その契約に従い弁護士報酬が前金払されることについて不当ではないと考える。

## 3 相見積書の徴取の有無とその根拠について

- (1) 今回の住民監査請求に係る、行政訴訟事務の委任契約はすべて、石垣市の顧問弁護士である弁護士法人那覇総合との間に締結された随意契

約である。

- (2) 本随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を法的根拠とし、締結されている。
  - (3) 石垣市財務規則第 110 条第 1 項では「随意契約をしようとするときは契約書案その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書をとらなければならない。」としているが、同条第 2 項「前項の規定にかかわらず、当該契約の性質その他特別の事由により適正かつ有利に契約できると認めるときは見積書を徴さないことができる。」という規定から、相見積書は徴さず、弁護士法人那覇総合より発行された見積書のみ徴取している。
  - (4) 担当職員の陳述では、石垣市教育委員会が訴状を受け付けてから答弁書の提出期限まで約 3 週間と期間が短く、急いで弁護士を選任し、答弁書を作成する必要がある、石垣市の顧問弁護士である弁護士法人那覇総合には、提訴前より教科書問題や情報公開について相談をしており、事件の概要を理解していた事を理由として弁護士法人那覇総合を選任したとしている。
  - (5) 以上を踏まえて、顧問弁護士として提訴前より相談を受けており、事件の経緯や市の内情に詳しく、行政裁判の経験もある弁護士法人那覇総合を訴訟代理人として選任することで随意契約を締結すること、また相見積書を徴していないことは不当ではないと考える。
- 4 損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使について
- (1) 当該事件に係る弁護士報酬額について、事件の難しさや裁判の結果から想定される社会的影響等から、当該弁護士報酬額は不当ではないと考える。
  - (2) 仮処分 1 及び 2 事件の弁護士報酬契約において、前金払とすることは法的にも問題は無く、不当な契約ではないと考える。
  - (3) 随意契約の手続は地方自治法施行令及び石垣市財務規則に沿って財務会計行為が行われており、不当な契約ではないと考える。
  - (4) 以上の事から弁護士報酬を不当利得と見なすことは出来ず、その契

約の締結並びに報酬に係る財務会計行為も法規に従い処理されており石垣市として損害を見出すことが出来ないことから、損害賠償請求権及び不当利得返還請求権を行使することは適当ではなく、請求者の求める措置はこれを認めないものとする。

#### 第4 結論

上記のとおり監査を行った結果、監査請求対象となる訴訟に係る弁護士報酬に関する契約について、当該契約の履行並びにその報酬に係る財務会計行為の過程から、違法または不当な行為は認められず、また委任契約に係る随意契約の過程において、その選定方法に違法または不当な行為は認められない。したがって本請求には理由がないものと判断し、合議の上、措置の必要を認めない。